

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第三十四条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める鉱物は、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第五項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給を確保することが特に必要なものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2519 省 略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 省 略

2521 省 略

22 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第六十五条の七第一項の表の第一号に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるもの(同項第五号に掲げる区域域内において施行される事業にあつては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。)であること及び次に掲げる要件(当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業(第一号において「認定再開発事業」という。)である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件)の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

13 省 略

23 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区又は区域(同号に規定する既成市街地等内にある地区又は区域を除く。)とする。

一 省 略

二 次に掲げる地区又は区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定め

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第三十四条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める鉱物は、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)第十一条第五項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給を確保することが特に必要なものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2519 同 上

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 同 上

2521 同 上

22 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第六十五条の七第一項の表の第一号に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件(当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業(第一号において「認定再開発事業」という。)である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件)の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

13 同 上

23 同 上

一 同 上

二 次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に

られたもの

イハ 省略

三 都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域

四 都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画（当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。）の区域

五 都市の低炭素化の促進に関する法律第十二条に規定する認定集約都市開発事業計画（当該認定集約都市開発事業計画に次に掲げる事項が定められているものに限る。）の区域

イ 当該認定集約都市開発事業計画に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する集約都市開発事業（社会資本整備総合交付金（予算の目である社会資本整備総合交付金の経費の支出による給付金をいう。）の交付を受けて行われるものに限る。ロにおいて「集約都市開発事業」という。）の施行される土地の区域の面積が二千平方メートル以上であること。

ロ 当該認定集約都市開発事業計画に係る集約都市開発事業により都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する特定公共施設の整備がされること。

24 44 省略

第三十九条の十三 省略

2 31 省略

32 法第六十六条の五第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第二十条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「の額の合計額」とあるのは「の額の合計額（租税特別措置法第六十六条の五第一項（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」と、「第一号に掲げる金額の」とあるのは「第一号に掲げる金額（租税特別措置法第六十六条の五第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、租税特別措置法施行令第三十九条の十三第一項第一号（国外支配株主等に支払う負債の利子等の損金不算入額の計算）（同条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する平均負債残高超過額

定められたもの、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画（当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。）の区域

イハ 同上

24 44 同上

第三十九条の十三 同上

2 31 同上

32 法第六十六条の五第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第二十条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「の額の合計額」とあるのは「の額の合計額（租税特別措置法第六十六条の五第一項（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」と、「第一号に掲げる金額の」とあるのは「第一号に掲げる金額（租税特別措置法第六十六条の五第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の十三第一項第一号（国外支配株主等に支払う負債の利子等の損金不算入額の計算）（同条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

に相当する金額（同条第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、同条第二項の規定により読み替えて適用する同号に規定する総負債平均負債残高超過額に相当する金額）を控除した残額」と、同条第五項中「合計額（以下）」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六条の五第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額。以下）」と、「同条第六項」とあるのは「法第二十三条第六項」とする。

（特定振替社債等の発行者の特殊関係者の判定等）

第三十九条の三十三の三 法第六十七条の十七第二項の場合において、同項に規定する特定振替社債等（以下この項及び第八項において「特定振替社債等」という。）の同条第二項に規定する利子等（以下この項において「利子等」という。）又は同条第二項に規定する償還差益（以下この項において「償還差益」という。）の支払を受ける者が当該特定振替社債等の同条第二項に規定する発行者（以下この項において「発行者」という。）の同条第二項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該特定振替社債等の利子等にあつてはその支払を受ける利子等ごとに当該発行者の当該利子等の支払の日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとし、当該特定振替社債等の償還差益にあつては当該発行者の当該支払を受ける者が当該特定振替社債等を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

2 法第六十七条の十七第三項の場合において、同項に規定する民間国外債（以下この項及び第八項において「民間国外債」という。）の利子又は同条第三項に規定する償還差益（以下この項において「償還差益」という。）の支払を受ける者が当該民間国外債の発行をする者の同条第三項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該民間国外債の利子にあつてはその支払を受ける利子ごとに当該発行をする者の当該利子の支払の日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとし、当該民間国外債の償還差益にあつては当該発行をする者の当該支払を受ける者が当該民間国外債を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

3 法第六十七条の十七第四項に規定する政令で定める償還差益は、次に掲げる償還差益とする。

一 法人税法第四百十一条第一号に掲げる外国法人の発行する法第四十一条の第十二七項に規定する割引債（以下この号及び次号において「割引債」という。）の同項に規定する償還差益（以下この号及び次号において「償還差益」という。）

（に規定する平均負債残高超過額に相当する金額（同条第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、同条第二項の規定により読み替えて適用する同号に規定する総負債平均負債残高超過額に相当する金額）を控除した残額）の」と、同条第五項中「合計額（以下）」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六条の五第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額。以下）」と、「同条第六項」とあるのは「法第二十三条第六項」とする。

（特定振替社債等の発行者の特殊関係者の判定等）

第三十九条の三十三の三 法第六十七条の十七第二項の場合において、同項に規定する特定振替社債等（以下この項において「特定振替社債等」という。）の同条第二項に規定する利子等（以下この項において「利子等」という。）又は同条第二項に規定する償還差益（以下この項において「償還差益」という。）の支払を受ける者が当該特定振替社債等の同条第二項に規定する発行者（以下この項において「発行者」という。）の同条第二項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該特定振替社債等の利子等にあつてはその計算期間ごとに当該計算期間に対応する利子等について当該発行者の当該計算期間の初日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとし、当該特定振替社債等の償還差益にあつては当該発行者の当該支払を受ける者が当該特定振替社債等を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

2 法第六十七条の十七第三項の場合において、同項に規定する民間国外債（以下この項において「民間国外債」という。）の利子又は同条第三項に規定する発行差金（以下この項において「発行差金」という。）の支払を受ける者が当該民間国外債の発行をする者の同条第三項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該民間国外債の利子にあつてはその支払を受ける利子ごとに当該発行をする者の当該利子の支払の日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとし、当該民間国外債の発行差金にあつては当該発行をする者の当該支払を受ける者が当該民間国外債を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

3 同上

一 法人税法第四百十一条第一号に掲げる外国法人の発行する法第四十一条の第十二七項に規定する割引債（以下この項において「割引債」という。）の同条第七項に規定する償還差益（以下この項において「償還差益」という。）のうち、当

のうち、当該償還差益の金額に当該割引債に係る第二十六条の九の二第一項第一号に規定する割合を乗じて計算した金額に相当するもの

二 省略

三 法人税法第四百一条第一号に掲げる外国法人の発行する法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債（以下この号及び次号において「割引債」という。）の償還差益（当該割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。以下この号及び次号において同じ。）のうち、当該償還差益の金額に当該割引債に係る第二十六条の十九第一号に規定する割合を乗じて計算した金額に相当するもの

四 法人税法第四百一条第二号又は第三号に掲げる外国法人の発行する割引債の償還差益のうち、当該償還差益の金額に当該割引債に係る第二十六条の十九第二号に規定する割合を乗じて計算した金額に相当するもの

4 | 法第六十七条の十七第六項の場合において、同項に規定する特定振替割引債（以

該償還差益の金額に当該割引債に係る第二十六条の九の二第一項第一号に規定する割合を乗じて計算した金額に相当するもの

二 同上

4 | 法第六十七条の十七第六項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 法第六十七条の十七第六項に規定する特定短期社債（次号及び第七項において「特定短期社債」という。）の発行をする者その他の者との間にいづれか一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

二 特定短期社債の発行をする者その他の者との間に同一の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が当該発行をする者及び当該他の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

5 | 前項各号に規定する直接又は間接に支配する関係とは、一方の者と他方の者との間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一 当該一方の者が法人を支配している場合における当該法人

二 前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

三 前号に掲げる法人又は当該一方の者及び前二号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

6 | 法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項第一号に規定する法人を支配している場合及び同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支配している場合について準用する。

7 | 法第六十七条の十七第六項の場合において、特定短期社債の同項に規定する償還

下この項、第七項及び第八項において「特定振替割引債」という。）の保有により生ずる所得を有する者が当該特定振替割引債の発行者の同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該発行者の当該所得を有する者が当該特定振替割引債を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

5| 省 略

6| 省 略

7| 法第六十七条の十七第九項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 外国法人が事業年度終了の時にあって法人税法第六十一条の三第一項第一号に規定する売買目的有価証券に該当する特定振替割引債を有する場合において、当該特定振替割引債に係る同条第二項に規定する評価損が生じたとき 当該評価損に相当する金額

二 外国法人が事業年度終了の時にあって法人税法施行令百十九条の十四に規定する償還有価証券に該当する特定振替割引債を有する場合において、当該特定振替割引債に係る同条第三十九条の二第二項に規定する調整差損が生じたとき 当該調整差損に相当する金額

三 外国法人が有する特定振替割引債につき法人税法施行令第六十八条第一項第二号イに掲げる事実が生じた場合において、法人税法第三十三条第二項の規定により当該特定振替割引債の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したとき 同項に規定する差額に達するまでの金額に相当する金額

四 外国法人が特定振替割引債を有する事業年度において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額のうちに法人税法第二十二條第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用で特定振替割引債の保有に係る所得を生ずべき業務と当該所得以外の所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額（以下この号において「共通費用の額」という。）がある場合 当該共通費用の額のうち、収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうち当該外国法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により当該特定振替割引債の保有に係る所得の金額の計算上の損金の額として配分される費用の額に相当する金額

8| 法第六十七条の十七第九項の場合において、同項の外国法人が、特定振替社債等の同条第二項に規定する発行者（以下この項において「特定振替社債等の発行者」という。）の同条第二項に規定する特殊関係者、民間国外債の発行者をする者の同条第三項に規定する特殊関係者又は特定振替割引債の発行者の同条第六項に規定する

差益の支払を受ける者が当該特定短期社債の発行をする者との間に同項に規定する政令で定める特殊の関係のある者であるかどうかの判定は、当該発行をする者の当該支払を受ける者が当該特定短期社債を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

8| 同 上

9| 同 上

特殊関係者であるかどうかの判定は、当該特定振替社債等の発行者、当該民間国外債の発行者又は当該特定振替割引債の発行者の当該外国法人が当該特定振替社債等、民間国外債又は特定振替割引債を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

9) 法第六十七条の第十七第十項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法人税法第四十一条第一号に掲げる外国法人が支払を受ける法第六十七条の第十七第一項に規定する利子及び償還差益、同条第二項に規定する利子等及び償還差益、同条第三項に規定する利子及び償還差益、同条第六項に規定する保有により生ずる所得若しくは同条第七項に規定する特定利子及び貸借料等（次号において「利子等」という。）又は法人税法第四十一条第一号に掲げる外国法人につき生ずる法第六十七条の第十七第九項に規定する損失の額（次号において「損失の額」という。）のうち、当該外国法人の法人税法第四十一条第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるもの
- 二 法人税法第四十一条第二号又は第三号に掲げる外国法人が支払を受ける利子等又はこれらの号に掲げる外国法人につき生ずる損失の額のうち、これらの外国法人のこれらの号に規定する事業に帰せられるもの

10) 同上

- 一 法人税法第四十一条第一号に掲げる外国法人が支払を受ける法第六十七条の第十七第一項に規定する利子及び償還差益、同条第二項に規定する利子等及び償還差益、同条第三項に規定する利子及び発行差金、同条第六項に規定する償還差益若しくは同条第七項に規定する特定利子及び貸借料等（次号において「利子等」という。）又は法人税法第四十一条第一号に掲げる外国法人につき生ずる法第六十七条の第十七第九項に規定する損失の額（次号において「損失の額」という。）のうち、当該外国法人の法人税法第四十一条第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるもの
- 二 法人税法第四十一条第二号又は第三号に掲げる外国法人が支払を受ける利子等又はこれらの号に規定する外国法人につき生ずる損失の額のうち、当該外国法人のこれらの号に規定する事業に帰せられるもの

（分離振替国債の課税の特例）

第三十九条の三十三の四 法第六十七条の第十八第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 外国法人が事業年度終了の時ににおいて法人税法第六十一条の三第一項第一号に規定する売買目的有価証券に該当する分離振替国債（法第六十七条の第十八第一項に規定する分離振替国債をいう。以下この条において同じ。）を有する場合において、当該分離振替国債に係る法人税法第六十一条の三第二項に規定する評価損が生じたとき 当該評価損に相当する金額
- 二 外国法人が事業年度終了の時ににおいて法人税法施行令百十九條の十四に規定する償還有価証券に該当する分離振替国債を有する場合において、当該分離振替国債に係る同令百三十九條の二第二項に規定する調整差損が生じたとき 当該調整差損に相当する金額
- 三 外国法人が有する分離振替国債につき法人税法施行令第六十八條第一項第二号イに掲げる事実が生じた場合において、法人税法第三十三條第二項の規定により当該分離振替国債の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したとき

同項に規定する差額に達するまでの金額に相当する金額

四 外国法人が分離振替国債の譲渡をした場合において、当該分離振替国債の譲渡に係る法人税法第六十一条の二第一項に規定する譲渡損失額が生じたとき、当該譲渡損失額に相当する金額

五 外国法人が分離振替国債を有する事業年度において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額のうちに法人税法第二十二條第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用で分離振替国債の保有又は譲渡に係る所得を生ずべき業務と当該所得以外の所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額（以下この号において「共通費用の額」という。）がある場合、当該共通費用の額のうち、収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうち当該外国法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により当該分離振替国債の保有又は譲渡に係る所得の金額の計算上の損金の額として配分される費用の額に相当する金額

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第四十条の二 法第六十九条の四第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うもの(第六項において「準事業」という。)とする。

2| 法第六十九条の四第一項に規定する居住の用に供することができない事由として政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けていた被相続人が次に掲げる住居又は施設に入居又は入所していたこと。

イ 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム又は同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム

ロ 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設

ハ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅(イに規定する有料老人ホームを除く。)

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十一条第一項に規定する障害支援区分の認定を受けていた被相続人が同法第五条第十一項に規定する障害者支援施設(同条第十項に規定する施設入所支援が行われるものに限る。)

3| 法第六十九条の四第一項に規定する政令で定める用途は、同項に規定する事業の用又は同項に規定する被相続人等以外の者の居住の用とする。

4| 法第六十九条の四第一項に規定する被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等のうち政令で定めるものは、相続の開始の直前において、当該被相続人等の同項に規定する事業の用又は居住の用(同項に規定する居住の用をいう。以下この条において同じ。)に供されていた宅地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。)

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第四十条の二 法第六十九条の四第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うもの(第四項において「準事業」という。)とする。

2| 法第六十九条の四第一項に規定する被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等で政令で定めるものは、相続の開始の直前において、当該被相続人等の同項に規定する事業の用又は居住の用に供されていた宅地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。)

のうちに所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産(これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)

に該当しない宅地等とし、これらの宅地等のうちに当該被相続人等の法第六十九条の四第一項に規定する事業の用及び居住の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該被相続人等の同項に規定する事業の用又は居住の用に供されていた部分に限るものとする。

の区分所有等に関する法律第一条の規定に該当する建物を除く。)に係るものである場合には、当該一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち当該被相続人の親族の居住の用に供されていた部分を含む。)に限るものとする。

5| 法第六十九条の四第一項に規定する個人が相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条及び次条において同じ。)により取得した同項に規定する特例対象宅地等(以下この項及び第十七項において「特例対象宅地等」という。)のうち、法第六十九条の四第一項の規定の適用を受けるものを選択は、次に掲げる書類の全てを同条第六項に規定する相続税の申告書に添付してするものとする。ただし、当該相続若しくは遺贈又は贈与(当該相続に係る被相続人からの贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)であつて当該贈与により取得した財産につき相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与に限る。第十七項及び次条において同じ。)により特例対象宅地等並びに法第六十九条の五第二項第四号に規定する特定計画山林のうち同号に掲げるもの(以下この項及び第十七項において「特例対象山林」という。)及び当該特定計画山林のうち同号に掲げるもの(以下この項において「特例対象受贈山林」という。)の全てを取得した個人が一人である場合には、第一号及び第二号に掲げる書類とする。

一 省 略

二 当該特例対象宅地等を取得した全ての個人に係る前号の選択をしようとする当該特例対象宅地等又はその一部の全てが法第六十九条の四第二項に規定する限度面積要件を満たすものである旨を記載した書類

三 省 略

6| 省 略

7| 省 略

8| 省 略

9| 省 略

10| 法第六十九条の四第三項第二号イに規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める部分とする。

一 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物が建物の区分所有等に関する法律第一条の規定に該当する建物である場合 当該被相続人の居住の用に供されていた部分

二 前号に掲げる場合以外の場合 被相続人又は当該被相続人の親族の居住の用に供されていた部分

11| 省 略

12| 省 略

3| 法第六十九条の四第一項に規定する個人が相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条及び次条において同じ。)により取得した同項に規定する特例対象宅地等(以下この項及び第十四項において「特例対象宅地等」という。)のうち、法第六十九条の四第一項の規定の適用を受けるものを選択は、次に掲げる書類の全てを同条第六項に規定する相続税の申告書に添付してするものとする。ただし、当該相続若しくは遺贈又は贈与(当該相続に係る被相続人からの贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)であつて当該贈与により取得した財産につき相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与に限る。第十四項及び次条において同じ。)により特例対象宅地等並びに法第六十九条の五第二項第四号に規定する特定計画山林のうち同号に掲げるもの(以下この項及び第十四項において「特例対象山林」という。)及び当該特定計画山林のうち同号に掲げるもの(以下この項において「特例対象受贈山林」という。)の全てを取得した個人が一人である場合には、第一号及び第二号に掲げる書類とする。

一 同 上

二 当該特例対象宅地等を取得した全ての個人に係る前号の選択をしようとする当該特例対象宅地等又はその一部の全てが法第六十九条の四第二項各号に規定する限度面積要件のうちのいずれか一の要件を満たすものである旨を記載した書類

三 同 上

4| 同 上

5| 同 上

6| 同 上

7| 同 上

9| 同 上

8| 同 上

11| 同 上

12| 同 上

13| 省略

14| 省略

15| 第七項の規定は、法第六十九条の四第三項第四号に規定する政令で定める部分について準用する。

16| 省略

17| 省略

18| 相続税法施行令第四条の二第一項の規定は、前項のやむを得ない事情がある場合及び同項の分割ができることとなつた日について準用し、同条第二項から第四項までの規定は、前項の納税地の所轄税務署長の承認について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「法第十九条の二第二項」とあるのは、「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の二第十七項（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）」と読み替えるものとする。

19| 法第六十九条の四第五項において、相続税法第三十二条第一項の規定を準用する場合においては、同項第八号中「第十九条の二第二項ただし書」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十九条の四第四項ただし書（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の二第十七項（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）」と、「同項の分割」とあるのは「これらの規定に規定する分割」と、「同条第一項」とあるのは「同法第六十九条の四第一項」と読み替えるものとする。

20| 省略

（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）

第四十条の二の二 法第六十九条の五第二項第三号に規定する特定計画山林相続人等（以下この条において「特定計画山林相続人等」という。）が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した同項第四号に規定する特定計画山林（以下この項において「特定計画山林」という。）のうち、法第六十九条の五第一項の規定の適用を受けるものの選択は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同条第七項に規定する相続税の申告書に添付してするものとする。

一 法第六十九条の五第二項第三号イに掲げる特定計画山林相続人等が相続又は遺贈により取得した前条第五項に規定する特例対象山林（以下この条において「特例対象山林」という。）を法第六十九条の五第一項の規定の適用を受けるものとして選択しようとする場合 次に掲げる書類

イ・ロ 省略

ハ 当該特例対象山林若しくは前条第五項に規定する特例対象受贈山林（以下こ

10| 同上

11| 同上

12| 第五項の規定は、法第六十九条の四第三項第四号に規定する政令で定める部分について準用する。

13| 同上

14| 同上

15| 相続税法施行令第四条の二第一項の規定は、前項のやむを得ない事情がある場合及び同項の分割ができることとなつた日について準用し、同条第二項から第四項までの規定は、前項の納税地の所轄税務署長の承認について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「法第十九条の二第二項」とあるのは、「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の二第十四項（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）」と読み替えるものとする。

16| 法第六十九条の四第五項において、相続税法第三十二条第一項の規定を準用する場合においては、同項第八号中「第十九条の二第二項ただし書」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十九条の四第四項ただし書（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の二第十四項（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）」と、「同項の分割」とあるのは「これらの規定に規定する分割」と、「同条第一項」とあるのは「同法第六十九条の四第一項」と読み替えるものとする。

17| 同上

（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）

第四十条の二の二 同上

一 法第六十九条の五第二項第三号イに掲げる特定計画山林相続人等が相続又は遺贈により取得した前条第三項に規定する特例対象山林（以下この条において「特例対象山林」という。）を法第六十九条の五第一項の規定の適用を受けるものとして選択しようとする場合 次に掲げる書類

イ・ロ 同上

ハ 当該特例対象山林若しくは前条第三項に規定する特例対象受贈山林（以下こ

の条において「特例対象受贈山林」という。）又は法第六十九条の四第一項に規定する特例対象宅地等（以下この条において「特例対象宅地等」という。）を取得した全ての個人のイの選択についての同意を証する書類

二 省 略

255 省 略

6 法第六十九条の五第二項第四号ロに規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める森林経営計画で被相続人である特定贈与者からの贈与に係る相続税法第二十八条第一項の期限又は同条第二項において準用する同法第二十七条第二項の期限（当該特定贈与者が特定受贈森林経営計画対象山林の贈与をした年の中途において死亡した場合において、当該贈与に係るこれらの期限までに当該特定贈与者の相続に係る同条第一項の期限が到来するときは、同項の期限。以下この項及び第二十項において「贈与税等の申告期限」という。）を経過する時において現に効力を有するものとする。

一 被相続人である特定贈与者が当該特定贈与者に係る贈与の前に市町村長等の認定を受けていた特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画について、当該贈与により当該特定受贈森林経営計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（孫を含む。以下この項及び次項において同じ。）が当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合
当該市町村長等の新認定を受けた森林経営計画

二 四 省 略

7520 省 略

（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第四十条の四の三 省 略

255 省 略

6 法第七十条の二の二第二項第一号イに規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所その他これに類するものとして財務省令で定めるもの
- 二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七条第一項に規定する認定こども園（学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を除く。）

三 五 省 略

7518 省 略

の条において「特例対象受贈山林」という。）又は法第六十九条の四第一項に規定する特例対象宅地等（以下この条において「特例対象宅地等」という。）を取得した全ての個人のイの選択についての同意を証する書類

二 同 上

255 同 上

6 同 上

一 被相続人である特定贈与者が当該特定贈与者に係る贈与の前に市町村長等の認定を受けていた特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画について、当該贈与により当該特定受贈森林経営計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合
当該市町村長等の新認定を受けた森林経営計画

二 四 同 上

7520 同 上

（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第四十条の四の三 同 上

255 同 上

6 同 上

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所その他これに類するものとして財務省令で定めるもの
- 二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園（学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を除く。）

三 五 同 上

7518 同 上

19 教育資金管理契約が終了した場合において、法第七十条の二の第二十一項の規定により贈与税の課税価格に算入される残額があるときにおける当該残額に係る贈与税については、次に定めるところによる。

一 三 省略

四 第一号ロに掲げる場合に該当する場合における法第七十条の二の四(第二項及び第五項を除く。)の規定の適用については、同号ロに定める個人を同号の受贈者の直系尊属とみなす。

20 39 省略

(直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用に関する読替え)

第四十条の四の四 法第七十条の二の四第一項又は第三項の規定の適用がある場合における相続税法第二十一条の八の規定の適用については、同条中「ある財産」とあるのは「ある財産(以下この条において「在外財産」という。)(一)と、「当該財産」とあるのは「当該在外財産」と、「前条又は第二十一条の十三」とあるのは「前条若しくは第二十一条の十三又は租税特別措置法第七十条の二の四第一項若しくは第三項(直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例)」と、「金額を超える」とあるのは「金額(当該在外財産に係る贈与税の額が同項の規定により計算される場合において、当該在外財産が同項に規定する特例贈与財産であるときは同項第一号に掲げる金額に当該在外財産の価額が当該特例贈与財産の価額の合計額に占める割合を乗じて算出した金額とし、当該在外財産が同項に規定する一般贈与財産であるときは同項第二号に掲げる金額に当該一般贈与財産の価額の合計額に占める割合を乗じて算出した金額とする。)」を超える」とする。

2 法第七十条の二の四第三項の規定の適用がある場合における相続税法施行令第四十条及び第十一条の規定の適用については、同令第四条第一項中「金額は」とあるのは「金額(以下この項において「贈与税相当額」という。)(一)は「と」とする」とあるのは「とする。この場合において、同項の規定により相続税の課税価格に加算された部分の金額が租税特別措置法第七十条の二の四第三項(直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例)の規定の適用を受けた財産の価額であるときににおける贈与税相当額は、当該財産が同項に規定する特例贈与財産であるときは同項第一号に掲げる金額に当該財産の価額が当該特例贈与財産の価額の合計額に占める割合を乗じて算出した金額とし、当該財産が同項に規定する一般贈与財産であるときは同項第二号に掲げる金額に当該財産の価額が当該一般贈与財産の価額の合計額に占める割合を乗じて算出した金額とする」と、同令第十一条第二号中「贈与により財産」とあるのは「贈与により財産(以下この号において「対象財産」という。)(一)と、「当該財産」とあるのは「当該対象財産」と、「金額」とあるのは「金額

19 同上

一 三 同上

20 39 同上

(当該対象財産の価額が租税特別措置法第七十条の二の四第三項(直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例)の規定の適用を受けた財産の価額である場合において、当該対象財産が同項に規定する特例贈与財産であるときは同項第一号に掲げる金額に当該対象財産の価額が当該特例贈与財産の価額の合計額に占める割合を乗じて算出した金額とし、当該対象財産が同項に規定する一般贈与財産であるときは同項第二号に掲げる金額に当該対象財産の価額が当該一般贈与財産の価額の合計額に占める割合を乗じて算出した金額とする。)

(相続時精算課税適用者の特例)

第四十条の四の五 法第七十条の二の五第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書に係る贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。)をした者からの贈与により取得する財産については、同条第三項の規定の適用を受ける財産とみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

2 法第七十条の二の五第一項の規定の適用がある場合における相続税法施行令第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「推定相続人」とあるのは、「推定相続人(孫を含む。)」とする。

(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の対象となる住宅用の家屋の要件等)

第四十条の五 省 略

2 5 11 省 略

12 法第七十条の三第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書に係る贈与をした者からの贈与により取得する財産については、同条第三項の規定の適用を受ける財産とみなして、同法の規定を適用する。

(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除)

第四十条の六 省 略

2 5 44 省 略

45 法第七十条の四第二十一項に規定する政令で定める状態は、同条第一項の規定の適用を受ける受贈者(同項に規定する贈与税の申告書の提出期限において既に次に掲げる事由が生じていた者(当該提出期限後に新たに当該事由が生じた者並びに第二号の身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、当該提出期限後に当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が二級から一級に変更された者及び身体上の障害の程度が一級又は二級である障害者が当該身体障害者手帳に新たに記載され

(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の対象となる住宅用の家屋の要件等)

第四十条の五 同 上

2 5 11 同 上

(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予)

第四十条の六 同 上

2 5 44 同 上

45 同 上

た者を除く。)を除く。)に次に掲げる事由が生じている状態とする。

一・二 省略

三 当該受贈者が介護保険法第十九条第一項の規定により同項に規定する要介護認定(同項の要介護状態区分が財務省令で定める区分に該当するものに限る。)を受けていること。

四 省略

46 64 省略

(農地等についての相続税の納税猶予及び免除等)

第四十条の七 省略

2 59 省略

10 同一の被相続人からの相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける者がある場合における当該財産の取得により納付すべき相続税の額の計算については、同条第二項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

一 当該相続又は遺贈により財産の取得をした者のうち法第七十条の六第一項の規定の適用を受けない者に係る相続税法第十九条の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「相続税の総額」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の六第二項第一号(農地等についての相続税の納税猶予及び免除等)の規定により計算される相続税の総額」とする。

二 当該相続又は遺贈により財産の取得をした者に係る相続税法第二十条の規定の適用については、同条第二号中「相続税の課税価格」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の六第二項第一号(農地等についての相続税の納税猶予及び免除等)の規定により計算される相続税の課税価格」とする。

三 省略

11 13 省略

14 法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける農業相続人が法第七十条の六の四第一項又は第七十条の七の二第一項若しくは第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける者である場合において、調整前農地等猶予税額(納税猶予分の相続税額で前項の規定により計算されたものをいう。)、調整前山林猶予税額(法第七十条の六の四第二項第五号に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の七の四第五項から第九項までの規定により計算されたものをいう。)、及び調整前株式等猶予税額(法第七十条の七の二第二項第五号又は第七十条の七の四第二項第四号に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の八の二第十三項から第十九項まで(第四十条の八の三第八項において準用する場合を含む。))の規定により計算されたものをいう。)

一・二 同上

三 当該受贈者が介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項の規定により同項に規定する要介護認定(同項の要介護状態区分が財務省令で定める区分に該当するものに限る。)を受けていること。

四 同上

46 64 同上

(農地等についての相続税の納税猶予等)

第四十条の七 同上

2 59 同上

10 同上

一 当該相続又は遺贈により財産の取得をした者のうち法第七十条の六第一項の規定の適用を受けない者に係る相続税法第十九条の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「相続税の総額」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の六第二項第一号(農地等についての相続税の納税猶予等)の規定により計算される相続税の総額」とする。

二 当該相続又は遺贈により財産の取得をした者に係る相続税法第二十条の規定の適用については、同条第二号中「相続税の課税価格」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の六第二項第一号(農地等についての相続税の納税猶予等)の規定により計算される相続税の課税価格」とする。

三 同上

11 13 同上

14 法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける農業相続人が法第七十条の六の四第一項又は第七十条の七の二第一項若しくは第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける者である場合において、調整前農地等猶予税額(納税猶予分の相続税額で前項の規定により計算されたものをいう。)、調整前山林猶予税額(法第七十条の六の四第二項第五号に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の七の四第五項から第八項までの規定により計算されたものをいう。)、及び調整前株式等猶予税額(法第七十条の七の二第二項第五号又は第七十条の七の四第二項第四号に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の八の二第十四項から第十九項まで(第四十条の八の三第八項において準用する場合を含む。))の規定により計算されたものをいう。)

の合計額が猶予可能税額（法第七十条の六第二項第二号に定める金額（当該農業相続人が相続税法第十八条から第二十条の二まで、第二十一条の十五又は第二十一条の十六の規定の適用を受ける者である場合には、当該金額を同法第十七条の規定により計算した金額であるものとしてこれらの規定を適用して計算した金額）をいう。）を超えるときにおける特例農地等に係る納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額に当該調整前農地等猶予税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

15
66 省 略

67 同一の被相続人からの相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける農業相続人がある場合における相続税法第二十七条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 法第七十条の六第一項の規定の適用を受けない者 相続税法第二十七条第一項の規定中「すべての者に係る相続税の課税価格（第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額）」とあるのは「すべての者に係る租税特別措置法第七十条の六第二項第一号（農地等）についての相続税の納税猶予及び免除等（）の規定により計算される相続税の課税価格」と、「その者に係る相続税の課税価格（第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額）」とあるのは「当該相続税の課税価格」と、「第十五条から第十九条まで、第十九条の三から第二十条の二まで及び第二十一条の十四から第二十一条の十八まで」とあるのは「同法第七十条の六第二項（その者が第十九条の二の規定の適用を受ける者である場合には、第十九条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第七十条の六第二項）」と、「申告書を」とあるのは「申告書を、当該財産を取得した者のうち租税特別措置法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける者の同項の規定の適用を受けようとする同項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の明細その他財務省令で定める事項を記載した書類を添付して、」とする。

二 法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける農業相続人 相続税法第二十七条第一項の規定中「第十五条から第十九条まで、第十九条の三から第二十条の二まで及び第二十一条の十四から第二十一条の十八まで」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の六第二項（農地等）についての相続税の納税猶予及び免除等」（その者が第十九条の二の規定の適用を受ける者である場合には、第十九条の二の規定の適用がないものとした場合における租税特別措置法第七十条の六第二項）」

の合計額が猶予可能税額（法第七十条の六第二項第二号に定める金額（当該農業相続人が相続税法第十八条から第二十条の二まで、第二十一条の十五又は第二十一条の十六の規定の適用を受ける者である場合には、当該金額を同法第十七条の規定により計算した金額であるものとしてこれらの規定を適用して計算した金額）をいう。）を超えるときにおける特例農地等に係る納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額に当該調整前農地等猶予税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

15
66 同 上

67 同 上

一 法第七十条の六第一項の規定の適用を受けない者 相続税法第二十七条第一項の規定中「すべての者に係る相続税の課税価格（第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額）」とあるのは「すべての者に係る租税特別措置法第七十条の六第二項第一号（農地等）についての相続税の納税猶予等（）の規定により計算される相続税の課税価格」と、「その者に係る相続税の課税価格（第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額）」とあるのは「当該相続税の課税価格」と、「第十五条から第十九条まで、第十九条の三から第二十条の二まで及び第二十一条の十四から第二十一条の十八まで」とあるのは「同法第七十条の六第二項（その者が第十九条の二の規定の適用を受ける者である場合には、第十九条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第七十条の六第二項）」と、「申告書を」とあるのは「申告書を、当該財産を取得した者のうち租税特別措置法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける者の同項の規定の適用を受けようとする同項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の明細その他財務省令で定める事項を記載した書類を添付して、」とする。

二 法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける農業相続人 相続税法第二十七条第一項の規定中「第十五条から第十九条まで、第十九条の三から第二十条の二まで及び第二十一条の十四から第二十一条の十八まで」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の六第二項（農地等）についての相続税の納税猶予等」（その者が第十九条の二の規定の適用を受ける者である場合には、第十九条の二の規定の適用がないものとした場合における租税特別措置法第七十条の六第二項）」とする。